

令和8年5月25日
第4回定例会資料
報告事項1

福島県のバス事故を受け行った本県学校の部活動の実態調査について

体育健康安全課

各県立学校長 殿

体育健康安全課長

部活動の遠征等における安全な移動の確保について（依頼）

日頃より、本県教育活動および部活動の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県外において、遠征中の高校生等が多数死傷する大変痛ましいバス事故が発生いたしました。

本県においても、部活動における生徒の県内外への移動が行われている現状があり、ひとたび事故が発生すれば、生徒の生命に関わる重大な事態を招きかねません。

つきましては、各学校において日頃より適切な対応を図っていただいているところではございますが、生徒の移動を伴う部活動に関し、下記事項に留意のうえ、改めて安全管理を徹底していただきますようお願いいたします。

1. 安全な計画の策定

遠征等を計画する際は、必要性を十分に検討すること。生徒の心身の負担や移動に伴う安全上のリスクを考慮し、代替となる近隣での活動が可能かどうかも含めて慎重に判断し、生徒の安全確保を最優先とした計画を行うこと。

2. 原則としての公共交通機関の利用

遠征等を実施する場合の移動手段については、安全面の確保を最優先とし、原則として公共交通機関（鉄道、路線バス等）を利用すること。

3. 「部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱」の遵守

部活動関係者管理自動車を利用する場合は、関係法令および本県が定める要綱を遵守すること。また、不適切な費用の徴収など、疑義を招くような運用が行われないよう、確認を徹底すること。

4. 一般旅客自動車運送事業者（貸切バス等）の適切な選定

貸切バス等を利用する場合は、安全運行に関する管理体制が整備されているか確認すること。選定にあたっては、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定状況等を参考にし、客観的に安全性が確認できる事業者を利用すること。また、契約内容は部だけでなく、学校組織で確認や情報共有を行うこと。

5. 「安全確認チェックシート」の活用

必要に応じて、別紙「安全確認チェックシート（部活動）」を活用すること。

安全確認チェックシート（部活動）

このチェックシートは、遠征等における移動の安全を確保するためのものです。事前に各項目を確認してください。

I. 運行計画全般の確認（事前）

- ☐ 移動距離・所要時間に対して、日程に十分な余裕がある。
- ☐ 夜間・早朝の運転を極力避ける計画となっている。
- ☐ 運転者の連続運転時間を把握し、適切な休憩（2 時間に 1 回程度等）が組み込まれている。
- ☐ 万が一の事故やトラブル発生時の緊急連絡網（学校・保護者）が整備されている。

II. 移動手段別の確認（事前）

パターン A：外部の貸切バス等を利用する場合

- ☐ 道路運送法に基づく正規の許可を受けた事業者である。
- ☐ 契約書の内容（運行経路、料金、キャンセル規定、事故時の責任の所在など）を十分に確認している。

パターン B：部活動関係者管理自動車等を利用する場合（教職員等の運転）

- ☐ 「部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱」に基づく事前の届出・承認が完了し、要綱を遵守している。
- ☐ 同乗する生徒の保護者からの同意が得られている。
- ☐ 車両の任意保険（対人・対物無制限等）の加入状況および有効期限を確認している。
- ☐ 運転者の健康状態や運転適性に問題がないことを確認している。

III. 実施当日の安全確認・指導

- ☐ 出発前、生徒、職員等に対して健康状態（疲労、睡眠不足、体調不良等）の確認を行った。
- ☐ 当日の天候や道路状況（渋滞、路面凍結、強風等）を確認し、必要に応じて計画の変更・中止を判断できる体制にある。
- ☐ 乗車するすべての生徒に対し、「全席シートベルトの着用」を指導し、着用状況を目視で確認した。

部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立学校の職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）が部活動の実施において県の所有に属しない大型自動車等（以下「部活動関係者管理自動車」という。）を運転し生徒を輸送することについて必要な事項を定めることにより、安全運行の確保と部活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(部活動関係者管理自動車の要件)

第2条 部活動関係者管理自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量7.5トン未満、最大積重量4.5トン未満及び乗車定員10人以下のものを除く。）とする。

2 部活動関係者管理自動車は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項の規定に基づき、整備管理者の選任が必要とされる大型自動車等については、整備管理者が選任又は委託され、地方運輸局長に届出がなされていること。
- (2) 道路運送車両法第49条に定められた点検整備記録簿により点検整備の状態が良好と確認できるものであること。
- (3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3章に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「強制保険」という。）の契約を締結していること。
- (4) 対人及び対物賠償保険金額が無制限かつ人身傷害保険金額が3、000万円以上の自動車保険（以下これらを「任意保険」という。）契約を締結していること。

(届出)

第3条 部活動関係者管理自動車を使用する県立学校の長（以下「校長」という。）は、部活動関係者管理自動車届出書（様式第1号）により、県教育委員会体育健康安全課長に届け出なければならない。また、届け出た事項に変更が生じたとき及び届け出た部活動関係者管理自動車の使用を中止したときも同様とする。

(運行管理責任者)

第4条 部活動関係者管理自動車を使用する学校に運行管理責任者を置く。

2 運行管理責任者は、校長の職にある者をもって充てる。

3 運行管理責任者は、部活動関係者管理自動車の運行及び管理状況を把握し、関係する職員を指揮監督して安全かつ適切な運行が行われるよう努めなければならない。

(安全運転管理者)

第5条 運行管理責任者は、道路交通法第74条の3第1項の規定により、安全運転管理者を選任し、同条第5項の規定により所轄の警察署長を経由して徳島県公安委員会に届け出なければならない。安全運転管理者を解任したときも同様とする。

2 前号により安全運転管理者として届け出がなされた者は、徳島県公安委員会が行う安全運転管理者等に対する講習を受講しなければならない。

3 安全運転管理者は、運行管理責任者の命を受け、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

(1) 運行計画の作成及び指導

運転者から提出された第12条に規定する「部活動関係者管理自動車使用許可願」記載の運行計画の確認、指導を行うこと。特に、夜間運転や長時間運転、過労及び

道路事情等により、安全な運行の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、運転距離にかかわらず、交替運転者の配置など必要な措置を講ずること。

(2) 安全運転指導

運転者に対して安全運転教育、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運行を確保するために必要な事項について指導を行うこと。また、運行前点検実施結果の確認、同乗者の把握、気象状況等に応じた安全運転に必要な指示を行うこと。

(3) 運転者の状況確認

自動車の運転にかかる運転者の適性及び道路交通法等の遵守状況の把握に努めること。また、運転前に運転者に対して点呼等を行い、疾病、過労、睡眠不足、酒気帯び等により正常な運転ができないおそれがあるときは、運転の中止又は運転者を交替させるなど必要な措置を講ずること。

(4) 運転日誌の備え付け

運転者名、運転開始及び終了日時、運転距離その他の運行状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転者に記録させること。

(副安全運転管理者)

第6条 運行管理責任者は、安全運転管理者の業務の補助をさせるため、副安全運転管理者を選任するものとする。

2 運行管理責任者は、前項の副安全運転管理者を選任したときは、道路交通法第74条の3第5項の規定により、所轄の警察署を経由して徳島県公安委員会に届出なければならない。副安全運転管理者を解任したときも同様とする。

3 副安全運転管理者として選任がなされた者は、徳島県公安委員会が行う安全運転管理者等に対する講習を受講しなければならない。

4 副安全運転管理者は、安全運転管理者が不在のときには、あらかじめ安全運転管理者から指示を受けその業務を遂行するものとする。

(整備責任者)

第7条 運行管理責任者は、部活動関係者管理自動車の点検整備の適切な実施状況を確認し、安全運行の確保を図るため、整備責任者を選任しなければならない。

2 整備責任者は、運行管理責任者の命を受け、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

(1) 日常点検、定期点検及び随時必要な点検の実施結果を確認すること。

(2) 直前の運転者から運転時の異常や変調の有無について確認をとること。

(3) 運行前点検の方法を定め、点検結果を確認すること。

(4) 前各号の確認結果に基づき部活動関係者管理自動車の使用の可否を決定すること。

3 整備責任者は、運行管理責任者、安全運転管理者、整備管理者及び部活動関係者管理自動車の所有者と連絡を密にするとともに、必要に応じて整備工場等からの聴取を得て点検整備に係る情報の収集を図り、運転者に対して必要な指示を行うものとする。

(運行基準)

第8条 1日の運転距離が400キロメートルを超えるときは、交替運転者を配置しなければならない。

2 概ね2時間の運転ごとに連続15分以上の休憩時間を確保すること。

(運転者の指定)

第9条 運行管理責任者は、職員からの申し出により、部活動関係者管理自動車ごとに運転者（交代運転者となる職員を含む。）を指定するものとする。

2 運行管理責任者は、職員から運転者としての指定の申し出があったときは、次の各号に定める要件を備えていると認められるときに限り、指定することができる。

(1) 申出者の自動車運転経験が3年以上あり、かつ部活動関係者管理自動車と同等の自動車運転経験が1年以上あること。

(2) 徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）第35条の2第2項第6号に規定する重大な交通違反がないなど運転者として適格な者であること。

(3) 部活動関係者管理自動車の所有者から当該職員が運転すること、また、交通事故発生時における強制保険の保険金若しくは共済金及び任意保険の保険金を損害賠償に充てること、さらに第18条に規定する物損事故等での当事者間の処理について承諾があること。

3 前項各号の確認においては、次のとおりとする。

(1) 第1号運転免許証（原本）及び運転経験については申出者からの申告

(2) 第2号徳島県立学校規則第35条の3に規定する自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

(3) 第3号部活動関係者管理自動車の所有者の承諾書

4 運行管理責任者は、運転者の指定を行ったときは、部活動関係者管理自動車運転者名簿（様式第2号）を作成し、県教育委員会体育健康安全課長に提出しなければならない。

(運転者指定の取消)

第10条 運行管理責任者は、運転者が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消さなければならない。

(1) 前条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(2) 心身の傷害その他の事情により、部活動関係者管理自動車を運転することが適当でないと認められるとき。

(3) 運転者から指定取消の申し出があったとき。

(4) 退職又は他の所属へ異動したとき。

(運転者の義務)

第11条 運転者は、運行管理責任者、安全運転管理者の指示に従い、道路交通法の規定を遵守し安全な運転に努めるとともに、整備管理者又は整備責任者と緊密な連絡のもと部活動関係者管理自動車の点検整備状況の把握に努めなければならない。

2 運転者は、運行前に必ず部活動関係者管理自動車の点検を行い、不良箇所又は異常の有無を確認のうえ、運行前点検表（様式第3号）に必要事項を記載し整備責任者に提出しなければならない。

3 運転者は、前項の運行前点検において異常等を確認したときは、当該状況が改善され、整備責任者が確認した後でなければ運転をしてはならない。

4 運転者は、走行中において、部活動関係者管理自動車の故障又は変調を認めたときは、直ちに運転を中止し、安全運転管理者又は整備責任者に連絡するとともに、適切な処置を講じなければならない。

5 運転者は、生徒の保護者から部活動関係者管理自動車への同乗の依頼を受けていな

いときは、当該生徒を同乗させてはならない。また、生徒を同乗させるときには、保護者の連絡先並びに生徒の血液型及び健康保険証番号を把握し、携行するものとする。

(使用許可願)

第 12 条 部活動関係者管理自動車を使用しようとする者は、部活動関係者管理自動車使用許可願（様式第 4 号）を整備責任者及び安全運転管理者を経て運行管理責任者に提出しなければならない。

(使用承認)

第 13 条 運行管理責任者は、部活動関係者管理自動車の使用目的が学校の管理下において行われる教育活動（あらかじめ校長が承認したものに限る。）で、生徒の同乗がやむを得ないと認められ、かつ安全運転管理者から運行計画及び整備責任者から点検整備の状況についての意見を確認したうえで使用を承認することができる。

(旅費等)

第 14 条 部活動関係者管理自動車を運転及び同乗する場合の職員の旅費については、私有車の公務使用に関する要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 部活動関係者管理自動車の燃料費、修理費、保険料、減価償却費その他の維持管理費は、支給しない。

(事故時の措置)

第 15 条 部活動関係者管理自動車の運行中に交通事故が発生したときは、運転者及び同乗の職員は直ちに負傷者の救護等緊急措置を講ずるとともに、運行管理責任者及び警察官に電話等で報告し、その指示に従わなければならない。

2 運行管理責任者は、前項の報告があったときは、適切な措置を講じた後、軽微な事故を除くほか、速やかに電話により県教育委員会体育健康安全課長にその状況を通報するものとする。

3 運行管理責任者は、交通事故の発生状況を調査し、徳島県立学校規則第 35 条の 2 第 2 項の規定に基づき県教育委員会に報告するものとする。また、生徒に被害があったときは被害状況等を添付しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 職員が第 13 条の承認を受けて部活動関係者管理自動車を使用するにつきなした不法行為については、強制保険の保険金若しくは共済金又は任意保険の保険金によって填補できる損害の部分を除き県が賠償する。

(損害賠償の求償)

第 17 条 前条に定めるところにより県が損害を賠償した場合において、当該部活動関係者管理自動車の使用につき職員に故意又は重大な過失があったときは、県は、当該職員に対して求償することができる。

(当事者間の処理)

第 18 条 部活動関係者管理自動車の使用にあたり、当該自動車の所有者に損害を与えた物損事故等での賠償については、運転者と所有者の当事者間で処理するものとする。

(事故処理審査会)

第 19 条 職員による部活動関係者管理自動車の事故に関し、次の各号に掲げる事項を審査するため、部活動関係者管理自動車事故処理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 部活動関係者管理自動車の使用によって、他人の生命若しくは身体を害したとき、又は違法に他人の財産を害したときにおける自動車損害賠償保障法、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）又は民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に基づく、県の損害賠償責任の有無及び損害賠償額

(2) 前号の損害賠償にかかる職員に対する求償の有無及びその処置

(審査会の構成)

第 20 条 審査会の会長は、県教育委員会副教育長をもって充てる。

2 委員は、県教育委員会教育改革統括監、県教育委員会教育政策課長、県教育委員会教職員課長及び県教育委員会体育健康安全課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を招集する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 21 条 会議は、必要の都度会長が招集し、事案について審査し、その意見を県教育委員会教育長に具申するものとする。

2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第 22 条 審査会は、審査のため必要があるときは、審査に附された職員その他の関係者の出席を求めて事件の実情を聴取し、又はこれらの者の陳述を聞くことができる。

(審査会の庶務)

第 23 条 審査会に関する庶務は、県教育委員会体育健康安全課で処理する。

(実地調査等)

第 24 条 県教育委員会体育健康安全課長は、必要があると認めるときは、部活動関係者管理自動車の使用状況等について、随時実地調査し、又は報告を求めることができる。

(職員以外の者が運転する場合の処理)

第 25 条 部活動への協力者として職員以外の者が部活動関係者管理自動車に生徒を同乗させて運転（交代運転者となる場合も含む。）するときは、運行管理責任者は次の事項を確認し、安全運行の確保に万全を期すものとする。

(1) 部活動関係者管理自動車の所有者から職員以外の者が運転すること、また、交通事故発生時における強制保険の保険金若しくは共済金及び任意保険の保険金を損害賠償に充てること及び物損事故等での任意保険の対象とならない損害については運転者と所有者との当事者間で処理することについて承諾が得られていること。

(2) 同乗する生徒の保護者から同意が得られていること。

(3) 職員が同乗するものであること。

(4) 運行計画及び点検整備の状況について安全運転管理者及び整備責任者が適当と認めるものであること。

(5) 安全運転管理者の立ち会いのもと、保護者会等において運転する者の運転免許証確認及び運転前の点呼等状況確認が行われること。なお、運行途中での交代運転による運転前の点呼等については同乗の職員が確認すること。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、部活動関係者管理自動車の公務使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行により届出された職員又は職員と生計を一にする親族が所有している部活動関係者管理自動車については、私有車の公務使用に関する要綱に規定する私有車としては、取り扱わないものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

部活動の遠征等における車両等の利用状況調査（様式1：高等学校）

対象：５６校（県立５５，市立１）

※ 昨年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の期間が調査対象です。

NO	学校名	部活動関係者管理バス		部活動名	報酬の有無	内容		
		有無	運転登録教員数			金額	相手	内訳
1	城東高等学校	○	2	硬式野球	○	10,000円	OBや保護者等の外部運転手	謝礼
2	城南高等学校	○	3		×			
3	城北高等学校	○	7		×			
4	城ノ内中等教育学校（後期）				×			
5	徳島北高等学校	○	2		×			
6	（徳島市立高等学校）（				×			）
7	城西高等学校	○	2		×			
8	城西高等学校 神山校				×			
9	徳島科学技術高等学校	○	9		×			
10	徳島商業高等学校	○	1		×			
11	小松島高等学校	○	1		×			
12	小松島西高等学校	○	1		×			
13	小松島西高等学校 勝浦校				×			
14	富岡東高等学校	○	3	バスケットボール	○	①28,000円 ②10,000円	①マイクロバス所有のOBや保護者等の外部運転手 ②OBや保護者等の外部運転手	①謝礼（車両維持費等必要経費含む） ②謝礼
15	富岡東高等学校 羽ノ浦校				×			
16	富岡西高等学校	○	2	バスケットボール	○	15,000円	OBや保護者等の外部運転手	謝礼
17	阿南光高等学校	○	7		×			
18	那賀高等学校	○	1	硬式野球	○	10,000円～15,000円	OBや保護者等の外部運転手	謝礼
19	海部高等学校	○	2		×			
20	鳴門高等学校	○	6		×			
21	鳴門渦潮高等学校	○	7	硬式野球 サッカー	○	・ 30,000円 ・ 20,000円	OBや保護者等の外部運転手	・ 謝礼（車両維持管理等必要経費含む） ・ 謝礼
22	板野高等学校			硬式野球 バスケットボール 音楽	○	17,000円	2種免許を所有している外部運転手	謝礼
23	名西高等学校	○			×			
24	吉野川高等学校				×			
25	川島高等学校	○	2		×			
26	阿波高等学校	○	2	硬式野球	○	15,000円～20,000円程度	バス会社の運転手	謝礼
27	阿波西高等学校				×			
28	穴吹高等学校	○			×			
29	脇町高等学校	○	1		×			
30	つるぎ高等学校	○	10	ラグビーフットボール	○	10,000円程度	OBや保護者等の外部運転手	謝礼
31	池田高等学校	○	2		×			
32	池田高等学校 辻校	○	1		×			
33	池田高等学校 三好校				×			
34	徳島中央高等学校 定時制（夜間部）				×			
35	徳島中央高等学校 定時制（昼間部）				×			
36	徳島中央高等学校 通信制				×			
37	徳島科学技術高等学校 定時制				×			

部活動の遠征等における車両等の利用状況調査（様式1：高等学校）

38	富岡東高等学校 定時制				×			
39	鳴門高等学校 定時制				×			
40	名西高等学校 定時制				×			
41	池田高等学校 定時制				×			
42	徳島視覚支援学校				×			
43	徳島聴覚支援学校				×			
44	板野支援学校				×			
45	国府支援学校				×			
46	鴨島支援学校				×			
47	ひのみね支援学校				×			
48	阿南支援学校				×			
49	阿南支援学校 ひわさ分校				×			
50	池田支援学校				×			
51	池田支援学校 美馬分校				×			
52	みなと高等学園				×			
53	富岡東中学校				×			
54	城ノ内中等教育学校（前期課程）				×			
55	県立川島中学校				×			
56	県立しらさぎ中学校							
計		24	74		8			

教高第 297 号
教体第 402 号
令和 8 年 5 月 22 日

各県立学校長 殿

高校教育課長
体育健康安全課長

部活動の遠征等に係る留意事項の徹底について（通知）

日頃より、本県の教育活動および部活動の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日依頼しました「部活動の遠征等における車両等の利用状況調査について」（R8.5.13 教体第 320 号）につきましては、急な調査であったにもかかわらず御協力いただき、感謝申し上げます。

今般、各学校から提出された調査結果については、現在精査中ですが、安全管理および危機管理の観点から、早急に各学校において留意・徹底すべき事項が確認されました。

折しも、間近に迫った県高校総体をはじめ、今後、大会や遠征等による生徒の移動が集中する時期を迎えます。

つきましては、生徒の安全確保はもとより、保護者が安心して送り出せるよう、次の事項について、学校組織全体で対応に当たっていただくよう、改めて周知および徹底をお願いいたします。

1. 大型バス等（部活動関係者管理自動車、貸切バス、レンタカー等）への職員の同乗

部活動関係者管理自動車（部活動バス）や貸切バス、レンタカー等を移動手段として利用する際は、運行中の生徒の安全指導、生徒の健康状態の把握、および万一の事故発生時における迅速かつ組織的な初期対応を確実にを行うため、必ず職員が同乗すること。

2. 保護者の同意

遠征等において各種車両を利用して生徒を輸送する際は、運行ルートや運行責任者、費用負担等の詳細をあらかじめ保護者へ明示し、事前に書面等により、乗車を承諾する旨の同意を確実に得ておくこと。